

「林業普及指導事業改革の基本方向について」
(林業普及指導事業の在り方に関する懇談会報告書骨子)

1．林業普及指導事業の役割と今後の方向

森林・林業基本法の基本理念を実現していくためには、森林・林業関係者のレベルで森林の多面的機能の持続的な発揮を図るための施業技術の定着等が必要であり、また、上下流の連携等により国民の理解と参画を得た地域ぐるみの森林づくり等を推進することが重要。

こうした課題に十分対応するためには、森林所有者等の自助努力のみでは困難であり、必要な技術の向上・定着、関係者との調整等を行う林業普及指導事業がその役割を十全に果たすことが今後とも重要。

しかしながら、普及事業に対しては、近年、森林・林業をめぐる課題が多様化する中、その活動領域が拡散し、基本的役割が見えにくくなっている等の指摘。

また、都道府県が行財政改革等の流れの中で、普及指導職員数は減少傾向。

このため、普及事業の基本的役割を踏まえ、取り組むべき分野を明確にした上で、普及事業を効率的かつ効果的に推進。

2．林業普及指導事業の取り組むべき課題

今後、知識と技術の普及を基本的役割とする普及事業が取り組むべきものか、民間に委ねることはできないかの観点を踏まえ、普及事業の取り組むべき課題を次のように重点化。

持続的な森林経営の確立に資する技術の移転

育成複層林施業に関する技術、森林の公益的機能を発揮して採算性を確保する自然体験等を取り入れた経営手法等持続的な森林経営の確立に資する技術や知識を現場の実情に即したものとして森林所有者等に移転。

地域全体として取り組む課題実施への参画

地域材住宅の開発普及等林業、木材産業、建築関係者等地域の幅広い関係者の連携・調整が必要な取組における取組体制の整備のための連携・調整、技術指導。

地域の取組へのサポート

森林環境教育やボランティア活動の促進による地域ぐるみの山作り活動等社会全体で森林整備を進める機運の醸成等の取組に対する技術的指導及び連携・調整分野でのサポート。

3．民間との連携の在り方

税務、労務、シイタケの種菌の取扱い等商業ベースでのサービスが整っている分野については民間専門家に任せ、普及指導職員は、知識・技術の普及のための企画や民間専門家の紹介等知識と技術の移転に係るシステムづくりに役割を限定。

4．今後の事業運営の在り方

重点化した課題を効率的に実施するため、地域の要請の把握、普及すべき技術や知識の整理、取り組む課題の絞り込み、数量化した到達目標に沿った事業実施の評価とその反映を徹底。

地域住民の意向反映も含めて都道府県による弾力的な課題と対象者の設定、事業実施の単位としての普及指導区の廃止を含めた普及指導職員の活動範囲の柔軟な設定等による事業運営の弾力化。

5．組織体制の在り方と普及指導職員の養成方法

地域の実情に応じた技術と知識の普及と関係者の連携・調整を行う普及指導職員が、地域の状況に即して取り組むべき課題に柔軟に対応する体制を作るとの観点から、普及指導職員の必置は堅持するものの、林業専門技術員と林業改良指導員の現行の2区分を廃止し一元化。

専任の普及指導職員を重点的に配置する等最も適切な普及指導職員の配置や勤務体制を確保。

個々の普及指導職員の能力を今以上に高いものとして備えるため、普及指導職員の研修方法の見直し・充実を検討。

6．国の関与の在り方

普及指導職員については、弾力的に配置して地域の状況に即して取り組むべき課題に柔軟に対応する仕組みとするため、現行の林業専門技術員・林業改良指導員の2種類の職員を設置する規定を廃止し、一元化。

普及手当については、普及指導職員の一元に併せ、都道府県の自主的支給が可能となるよう手当の支給に関する規定は維持するものの、支給の上限規定を廃止。

普及指導区制度については、弾力的な事業運営を図る観点から、普及指導区の設定を義務づける規定を廃止。

林業普及指導事業交付金については、森林の有する多面的機能の発揮を確保するとの観点から、当面、必要度に応じて林業普及指導事業が実施されるよう交付金制度の維持が重要。この場合、林業普及指導事業の重点化・効率化による組織のスリム化に沿った交付金の縮減等を図ることが重要。

都道府県実施方針については、都道府県の自主性を尊重するとの観点から、現行の国との事前協議等を廃止し、届け出等とするよう作成過程の手続きを簡素化。

林業普及指導事業の重点化、効率化に必要な研修、調査研究、情報提供等にかかる国の条件整備が重要。

7. おわりに

今後、本報告書を踏まえ、さらに具体化に向けた検討を進め、制度改正も含めて具体的な改革プロセスを着実に推進することが必要。